

岸和田市子ども・子育て支援事業計画策定に関する アンケート調査のお願い

就学前のお子さんのいる保護者の皆様へ 調査にご協力をお願いします。

日頃から市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

岸和田市では、平成31年度（2019年度）に、子ども・子育て支援法第61条に基づき、2020年度から2024年度までを計画期間とする「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

このたび、皆様が日ごろから子育てについて、どのようなことを思われているのかをお聞きし、子ども・子育て支援事業計画に反映していくため、アンケート調査を実施させていただくことになりました。

この調査は、市内にお住まいの就学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭を対象に、2,880人を無作為に選ばせていただきました。

ご回答いただきました内容は、すべて統計的に処理し、この調査の目的のみに使用するものであり、それ以外の目的に使用して、皆様にご迷惑をおかけすることは一切ありません。また、お名前などを記入していただく必要もありません。

調査対象となられました皆様方には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の目的・趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせいただきますようご協力をお願い申し上げます。

平成30年（2018年）12月

岸和田市

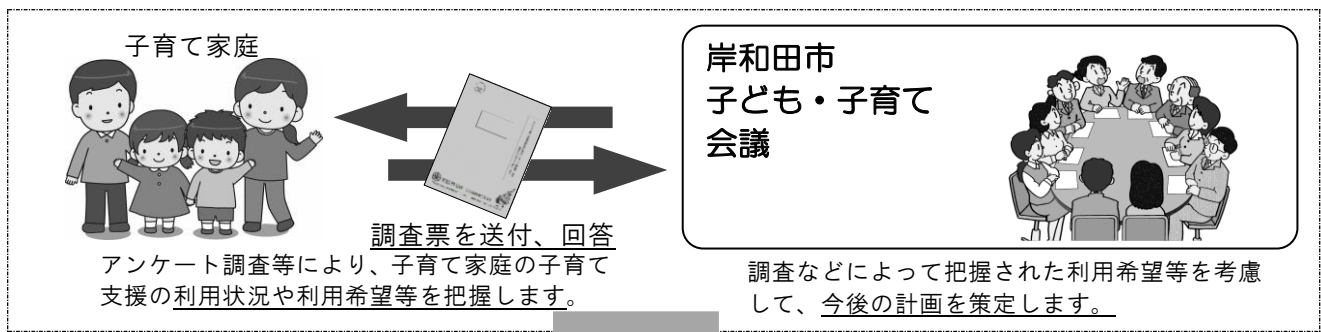
（ご記入にあたってのお願い）

- ご記入は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆をご使用ください。
- ことわり書きのある場合以外は、封筒に書かれているあて名のお子さんについて保護者の方がご記入ください。
- 回答は選択肢に○をつけて選ぶ場合と数字を記入する場合があります。
- 設問によって回答が「1つ」や「全て」等と限定される場合がありますので、それに従って回答してください。
- 「その他」に当てはまる場合は（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 設問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、設問のことわり書きをお読みください。
- ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**12月28日（金）**までにご投函くださいますよう、お願いいたします。

【調査についてのお問い合わせ先】

岸和田市 子育て応援部 子育て支援課
TEL：072-423-9623

みなさんの回答が岸和田市の子育て支援に生かされます。



第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について

- ・量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）
- ・確保方策（確保の内容＋実施時期）を記載。

計画に基づいて整備されます。

- ・幼稚園
- ・保育所
- ・認定こども園
- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・放課後児童クラブ（チビッコホーム）
- ・地域子育て支援センター事業
- ・一時預かり
- ・病児・病後児保育等

～子ども・子育て支援新制度の考え方～

- ◆急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- ◆子どもの成長においては、社会全体の責任として乳児期・幼児期・学童期の心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性のある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれる環境を整備することを目指しています。
- ◆以上のような考え方をもとに、保護者が子育てについて責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合う環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

（用語の定義）

この調査における用語の定義は以下のとおりです。

- 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼児教育を行う施設（学校教育法第22条）
- 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- 認定こども園：幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- 子育て支援：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- 教育：問11までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問12以降においては就学前施設における幼児期の教育の意味で用いています。